

○西脇市都市計画審議会条例

平成17年10月1日条例第134号

改正

平成28年6月23日条例第21号

西脇市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、その権限に属する事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、西脇市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員、臨時委員及び専門委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 各種団体を代表する者
 - (4) 公募による市民
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 臨時委員は、特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 5 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 6 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、前条第1項第1号に規定する委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画担当部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。